

○吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第8号

改正 平成27年3月31日告示第12号

改正 平成30年3月31日告示第 号

(趣旨)

第1条 当町の地域経済の活性化及び町民の住環境の改善を図るため、町民が町内建築業者を活用して行う既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改修等(以下「リフォーム」という。)に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては吉備中央町補助金等交付規則(平成16年吉備中央町規則第47号)に定めるところによるほかこの告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本町に住民登録若しくは外国人登録を有する者、又は交付対象工事の完了までに本町に住民登録若しくは外国人登録を有することができる者であること。
- (2) 申請時において、申請者又は同一世帯員が、納期の到来した租税公課等(以下「町税等」という。)の滞納がない者であること。
- (3) 交付を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助や国、県の補助を受けていない者であること。ただし、当該補助の対象外とされているリフォーム工事は、補助の対象とする。
- (4) 過去においてこの補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象となる住宅及び工事)

第3条 補助の対象となる住宅は、次に掲げる要件のすべてを満たす住宅とする。

- (1) 補助対象者が現に所有し、自己の居住の用に供し、又はリフォーム完了後3か月以内に供する予定の住宅であること。ただし、店舗等の併用住宅については、補助対象者の居住部分のみを交付対象とする。
- (2) 交付を受ける年度の初日の属する年の1月1日現在において、町内に存する住宅であること。
- (3) 台所、浴室、便所の全ての設備があること又はリフォーム後設けられること。
- (4) 過去10年以内においてこの補助金の交付を受けていない住宅であること。

2 補助の対象となるリフォームは、次に掲げる要件のすべてを満たす工事とする。

- (1) 町内の建築業者等(一人親方を含む。)が対象工事の主たる施工業者であること。
- (2) リフォームに要する費用が20万円以上であること。
- (3) 補助金の交付決定後に補助対象工事に着手するものであること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、当該年度の末日までに実績報告書の提出ができること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、リフォームに要する費用の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、当該補助金の額が20

万円を超えるときは20万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び交付額を決定して、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金事業交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は補助事業の内容その他申請に係る事項の変更又は事業の中止をする場合は、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業が完了したときは、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金実績報告書(様式第4号)に、リフォーム工事に要した費用の領収書又は支払を証明する書類及び補助金請求書等関係書類を添えて、リフォーム工事完了後10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い時期までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受理したときは、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金確定通知書(様式第5号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(返還命令等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- 5 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成27年3月31日告示第12号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日告示第 号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付申請書

年 月 日

吉備中央町長 山本雅則 殿

申請者 住所
 (所有者) 名称
 氏名 ㊟
 連絡先 () -

吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金の交付を受けたいので、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 算出根拠

総工事費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	交付申請額 (a)×(b)
合計	円	1/10	円 (上限20万円)

3 工事計画

(1) 施工業者	名称及び 代表者氏名	
	住所	岡山県加賀郡吉備中央町 番地
	T E L	
(2) 工事期間	開始予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
(3) 見積金額	円 (消費税及び地方消費税を含む。)	

(4) 補助対象住宅の種類	1 個人住宅 2 併用住宅		
(5) 補助対象住宅の所在地	岡山県加賀郡吉備中央町 番地		
(6) 施工予定箇所及び施工内容			
(7) 下請工事の発注予定 (※下請業者に工事を依頼する場合)	下請業者名	住 所	支払予定金額
			円
	計		
(8) 上記工事に係る町の他の制度の補助又は国、県等の補助	有 ・ 無		
	有の場合 補助金の名称 _____ 申請先 _____		
(9) 過去の補助金交付の確認	吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金の交付について 過去に受けたことがある ・ 過去に受けたことはない ※過去に受けたことがある場合はその時期 年 月		

※ 町の他の制度又は国、県等における住宅の改修等に対する補助金等、対象工事に重複する部分がある場合は、重複部分は対象外となります。

※ 補助金の交付申請は、補助対象工事着工前に手続をしてください。工事着工後の申請は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

※ 補助金交付申請後の増額変更はできませんので、申請前に十分検討してください。

※ 公募閲覧に同意すると、申請者世帯員が協働推進課職員による町税等納税調査の実施に同意したことになりますので、証明書類の提出は不要です。

公簿閲覧同意欄 (○で囲んでください)	同意します ・ 同意しません
------------------------	----------------

【添付書類】

- (1) 見積書の写し（施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- (2) 補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面
- (3) 申請者の町税等の完納証明書
- (4) 住宅の所有者を特定できる書類（課税明細書、登記事項証明書等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

吉備中央町住宅リフォーム事業交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

吉備中央町長



年 月 日付けで申請のあった吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助金対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 承認事項等
 - ① 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ② 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し町長の要求があったときには、直ちに町長に報告しなければならない。
- 4 実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

様式第3号(第7条関係)

吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

吉備中央町長 殿

申請者 住 所
(所有者) 名 称
氏 名 ④
連絡先 () ー

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第7条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

<変更前>

<変更後>

3 添付書類（変更内容が分かる書類）

※ 補助金変更承認申請による補助金の増額変更はできません。

様式第4号(第8条関係)

吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金実績報告書

年 月 日

吉備中央町長

殿

申請者 住所
(所有者) 名称
氏名 ㊦
連絡先 () -

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事が下記のとおり完了したので報告します。

記

1 実績額 円

2 算出根拠

総工事費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	実績額 (a) × (b)
合計	円	1/10	円 (上限20万円)

3 工事実績書

(1) 施工業者	名称及び 代表者氏名	
	住所	岡山県加賀郡吉備中央町 番地
	T E L	
(2) 工事期間	開始日	年 月 日
	完了日	年 月 日
(3) 契約金額	円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
(4) 補助対象 住宅の種類	1 個人住宅 2 併用住宅	

(5) 補助対象 住宅の所在地	岡山県加賀郡吉備中央町			番地
(6) 施工箇所及び 施工内容				
(7) 下請工事の 発注実績 (※下請業者に工事を依頼する場合)	下請業者名	住 所	支払金額	
			円	
	計			
(8) 上記工事に 係る町の他 の制度の補助又は国、 県等の補助	有 ・ 無			
	有の場合 補助金の名称 _____ 申請先 _____			

【添付書類】

- ・請求明細書の写し（施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- ・工事代金支払領収書の写し
- ・補助対象工事を実施した箇所の着工前・完了後の写真（着工前写真には補助金交付決定番号及び撮影日付を入れて撮影してください。）
- ・下請業者に工事を依頼した場合には、補助対象工事に要する経費の50%以上の額を町内に事業所を有する業者が施工したことが証明できる書類（支払証明書又は領収書の写し）
- ・その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

吉備中央町長



年 月 日付けで交付の決定を通知した吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金の額を 円に確定したので、吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

金 円

